

# 国際課税トピックス

## はじめに

わが国においても、国税庁は、平成11年6月に「申告手続の電子化等に関する研究会」を発足させ、将来的に、納税申告書が、電子申告化される動向である。

既に、欧米諸国の一部では、税務における電子申告が実施されているが、全般的に、個人の所得税申告書が優先しているのが現状であり、法人税申告書の電子申告については、先進国である米国においても、数年先の計画になっている。

カナダは、個人の所得税申告書については、納税者の選択に基づく方式により既に実施しているが、2000年以降の事業年度の法人について、連邦、アルバータ州及びオンタリオ州が、法人税電子申告を行うことになっている。

わが国の場合、添付書類の少ない法人税申告書は、添付書類の多い個人の所得税申告書あるいは相続税申告書よりも、電子申告化が容易ではないかと思われるが、以下では、その先例として、カナダの状況を検討する。

## 1 財務諸表のコード化

カナダは、法人税電子申告に先駆けて、1999年1月より、General Index of Financial Information (略称 GIFI) を実施している。この GIFI は、財務諸表の勘定科目をコード化して、法人税申告書 (T2) の効率的処理と財務情報の収集を容易にし、法人税申告書に添付して電子申告することができる。GIFI が法人税電子申告のフロントランナー的な役割を果た

していると理解できるのである。

## 2 法人税電子申告の概要

カナダにおける法人税電子申告は、選択制で、電子データ交換 (EDI) を利用して、連邦、アルバータ州、オンタリオ州への法人税申告書が VAN (Value Added Network) を通じて電子申告できる。その適用は、西暦2000年以降に終了する事業年度からである。

カナダにおける法人税電子申告の特徴の一つは、インターネットを使用していないことである。その理由は、セキュリティー及び秘密保護に問題があるためとされており、将来的には、これらの問題が解消した場合、インターネットの使用が認められることになろう。

## カナダの法人

したがって、インターネットではなく EDI が使用されているが、この EDI とは、公認の国際的なフォーマットにより、両当事者間において、日常的な事業上の情報をコンピュータ間において交換することである。カナダでは、北米において標準的なものを使用している。

また、カナダ課税当局は、VAN を通じて、申告書のデータを転送している。この VAN とは、民間会社による遠隔地間通信サービスのことである。このネットワークは、通信業者に、送付又は回収のための電子的なメールボックスを提供し、このネットワークは安全であり、その交信記録を提供することができる。なお、法

# Topics of International Taxation

人税電子申告システムへのアクセスを承認される送信業者は、課税当局から一定のチェックを受けて、承認されることになる。

法人税電子申告の利点としては、課税当局からの早期の受領通知の受取り、早く正確な申告書の処理、繰戻還付の早期処理、早期還付、安全性、時間の節約、用紙及び郵送費の節減、連邦及び州税の合同申告が可能なのが挙げられている。

## 3 法人税電子申告の費用

納税者である法人は、法人税電子申告によりどのくらいのコストを負担するのかということであるが、1カナダドルを換算レート80円として概算すると、VANのコストとして、入会金、

## 税電子申告

メールボックスのレンタル料、送信コストを含めて最高約5万円であり、ソフトウェアのコストとしては、申告書作成ソフト、送信ソフトウェア、暗号用ソフト（カナダ内国歳入庁から無料で配付）、通信用ソフトで、最高計10万円程度である。

## 4 法人税電子申告の手続

法人の権限ある役員は、Form T183（電子申告に係る情報申告書）を作成し、署名し、複写を残し、複写を添えて送信業者に渡す。法人と送信業者は、署名された複写を6年間保存する。送信業者の責任としては、送信業者として課税

当局に登録し、課税当局（連邦及び州）と通信のテストを行う。そして、通信前のデータを暗号化し、EDIの基準に従って、送信と応答を調整する等の処理を行うことになる。また、法人税電子申告を行いたい法人、送信業者、税務専門家、EDIの送信業者は、申請書であるForm T200 CORP.を提出する。なお、法人税申告書を第三者である送信業者に依頼する法人は、この申請が不要である。

## 5 カナダの法人税電子申告の特徴

カナダの法人税電子申告の特徴は、インターネットというオープンシステムを使用せずに、クローズしたEDIというシステムを使用し、課税当局公認の特定のVANのサービスプロバイダを利用していることである。このシステムは、州税との連携が、いまだに十分ではないが、納税申告書の内容を暗号化して、EDIを利用して、VANを通じて法人税電子申告が可能であることを示した例として、今後わが国においても、検討すべき内容といえよう。

(注) 上記の資料は、カナダ内国歳入庁のサイトから取得した資料を参考とした (<http://www.rc.gc.ca>)。

日本大学教授

矢内 一好